2019 年度自己点検・評価フォーム (全学委員会用)

学生生活委員会(学生部学生支援課)

(学生生活委員会承認済)

【基準7】学生支援

点検・評価項目

- (1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援 は適切に行われているか。
- (2) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上 に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- ◎学生支援体制の適切な整備
- ◎学生の修学、生活、進路、正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施、その他、学生の要望に対 応した学生支援の適切な実施
- ◎適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上

【記載の際に考慮すべき点】

- ⑥ 修学支援、生活支援、進路支援その他支援を行うための体制は、方針に沿ってどのように整備されているか。
- ② 修学支援、生活支援、進路支援その他支援の取り組みは、学生支援に関する大学としての方針に沿って実施 されているか。
- ③ 修学支援について、以下の対応、取り組みはどのように行われているか。

 - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育・学生の自主的な学習を促進するための支援
 - 障がいのある学生に対する修学支援
- ・留学生に対する修学支援
- ・学習の継続に困難を抱える学生(成績不振、留年者、退学希望者等)への対応
- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)
- ④ 生活支援について、以下の対応、取り組みはどのように行われているか。
 - 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮等に関わる指導、学生の相談に応じる体制の整備
 - ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止など学生の人権保障に向けた対応
- ⑤ 進路支援について、以下の対応、取り組みはどのように行われているか。
 - ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
 - 学生の社会的及び職業的自立に向けた教育(キャリア教育)
 - 進路選択に関わる支援やガイダンス、その他キャリア形成支援
- ⑥ その他支援について、部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、どのような 支援が行われているか。
- ⑦ 学生支援に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。
- ⑧ 自己点検・評価結果に基づき、学生支援の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定: A:目標が達成されている>

(1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

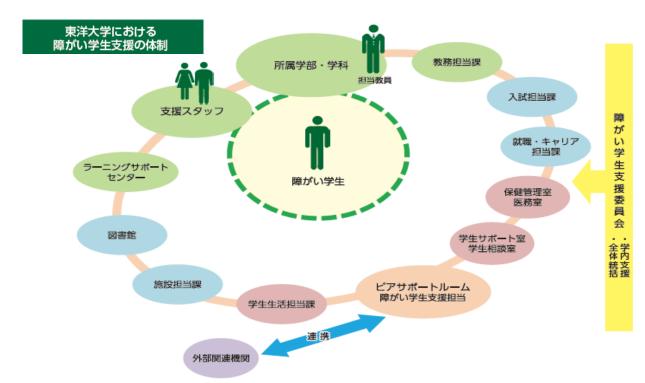
★障がいのある学生の修学支援★

本学では、「障がいのある学生の学習機会を保障する配慮を組織的に講じ、学習環境のバリアフリー化を推進する」「学生の心身の健康保持・増進を図るために、ウェルネスセンターに必要な人員を適切に配置し、学生相談や学生生活サポートのための制度を整備するとともに、学生相談に係る啓発活動等を行う」といった全学的方針に基づき、学生生活全般の充実を図るよう取り組んでいる。

障がい学生支援については、学生部長、教務部長、学長が推薦する障がい関係を専門とする本学の専任教職員 1名、各学部教授会から推薦された専任教員各1名、スーパーバイザーで構成される、障がい学生支援委員会が中心となり、運営に係る方針等を決定している。また、障がい学生支援委員会は、学生相談室、医務室、各所属学部・学科の教員、関連する事務部署が連携を図るとともに、障がいをもつ学生に対しては、バリアフリー推進室が専任スタッフの配置を行うなど、学生ひとりひとりの要望に応じた対応を行ってきたものの、近年の学生数の増加や学生からの要望の多様化などに伴い、対応する専門的知識やスタッフの強化、組織間の連携強化が必要とされてきた。

これらの課題等に対応するため、2018年10月に、本学における学生及び教職員の身体的、精神的、社会的に健康で安心な状態(ウェルネス)を実現するため、医務室・学生相談室・バリアフリー推進室を発展的に統合した組織が必要であると考え、新たにウェルネスセンターを設置した。同センターの設置により、学生相談及び障がい学生への支援に関する連携及び専門性を強化するとともに、学生及び教職員の健康管理を一元化することが可能になった。

具体的には、2018 年 10 月に白山キャンパスに東洋大学ウェルネスセンターを設置し、ピアサポートルーム (旧バリアフリー推進室)、学生サポート室 (旧学生相談室) と保健管理室 (旧医務室) 間の連携を強化する体制を整備するとともに、障がい学生支援のための専門職スタッフとして、キャンパスソーシャルワーカー (社会福祉士・精神保健福祉士有資格者)を配置し、相談機能および支援体制を強化した。また、「東洋大学における障がい学生支援の基本方針」(2017 年 4 月制定) および「東洋大学における障がい学生支援のガイドライン」 (2018 年 4 月制定) に則って、障がい学生に対する支援を推進している。



なお、全学的な学生支援全般を一体的に扱う組織としてウェルネスセンターを設置しているが、障がい学生支援対応を中心とした、情報の収集と支援に関する体制の整備等については、障がい学生支援委員会が担っており、障がい学生支援委員会は、障がい学生の教育及び学生生活等の支援を通じて、修学環境の向上を目指すために、学生情報の共有や支援内容の検討、教職員に対する障がいへの理解啓発を図る研修の開催など、障がい学生支援全般に対する責任を担っている。

構成員は、学生部長(障がい学生支援委員会委員長)、教務部長、各学部の専任教員各 1 名、障がい者福祉領域の専任教職員 1 名、ウェルネスセンタースーパーバイザー1 名である。

2019年度5月時点の支援登録者は、5キャンパス全体で83名であり、昨年度より9名増加している。今年度専門職スタッフを配置したことを契機とし、修学環境に関する合理的配慮の手順を見直し支援を強化した。

以上のように、ウェルネスセンター設置に伴う連携推進や専門職の強化により、障がい学生の修学支援の質は確実に向上した。今後の課題としては、各キャンパス間の連携や情報共有を密にするため、研修機会の増加や、 白山以外のキャンパスへのキャンパスソーシャルワーカーの配置の検討などが必要である。

★経済的修学支援★

本学では、「学生が経済的に安心して学ぶことができる環境を整えるために、大学独自の奨学金制度を用意し、表彰・報奨、経済的就学困難者や家計急変者、自然災害被災者への経済的支援、留学に関する支援、民間団体等による奨学金や教育ローンなど、多様な経済支援を行う。」という方針に基づき、幅広い経済的修学支援を行っている。

具体的には、修学の奨励と経済援助を行うことにより、有為な人材育成に資することを目的として「東洋大学 奨学規程」を定め、東洋大学独自の奨学金制度として、東洋大学第 1 種奨学金(学業成績優秀者奨学金)、第 2 種奨学金(経済的修学困難者奨学金)、第 3 種奨学金(家計急変者奨学金)を設置している。

また、本学で働きながら学ぶ独立自活支援奨学金制度や優秀な学生アスリートを支援するスポーツ奨励奨学金制度など、多様な奨学金制度を設置している。これらの奨学金は、ほとんどが給付型であり返還の義務はない。

一方、国による高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)が2020年4月に施行されることに伴い、奨学金を中心とした本学の経済的修学支援体制について大幅な見直しが必要となった。

具体的には、新制度の根拠となる法律(大学等における修学の支援に関する法律)が2019年5月10日に制定・公布されたことと同時に、2020年4月1日の施行が定められたため、2019年度内に本学独自の奨学金と新制度との併給について学生の不利益にならないよう見直しをおこなった。

また、秋学期には在校生の新制度募集を行い、5 キャンパス全体で約 1,400 名の応募があった。今後は、予 約採用の新入生の把握と業務の流れの検討、対象学生の学費納入の煩雑な手続きの導入に伴う学内の学納金納入 の見直しを、財務課と連携して取り組んでいく予定である。

外国人留学生の主な経済的支援に関しては、塩川正十郎奨学金(外国人留学生の育成を目指した奨学金)、東洋大学トップグローバル奨学金A(海外からの優秀な外国人留学生のための奨学金)、私費外国人留学生授業料減免制度を設置している。TGD 構想の推進に伴い外国人留学生が増加し、2017 年度から 2018 年度で外国人留学生の授業料減免額は、5,000 万円の増額となっている。

留学生に対する奨学金支給の充実が図られているものの、トップグローバル奨学金 A については、3 年次までの対象学生を迎えた 2019 年度は約 4 億円の経費がかかっているほか、同奨学金は、2021 年度入学生までを対象とした時限付きの制度であるため、留学生に対する奨学金制度の在り方等について検討が必要である。

★学生のメンタルサポート★

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮等に関わる指導、学生の相談に応じる体制の整備については、 前述のとおり、学生一人ひとりのウェルネスの実現を支援する体制の整備・充実を図るべく、2019年度は、東 洋大学ウェルネスセンターを中心とした学生支援関係部署の連携を強化、推進している。

学生相談に関しては、5キャンパス全体の学生相談員及びスーパーバイザー(精神科医並びに精神保健領域の専任教員)による合同検討会(年10回)を開催している。また、メンタルサポート及び障がい学生支援に関しても、ウェルネスセンター内にて専門会議を開催し、学内の情報共有や課題の検討を行ってきた。

2018 年度の5 キャンパス全体の学生相談件数は、9,356 件であり過去5 年間連続して増加し続けている。 学生相談事業の概要については、学生相談報告書のとおりである。個別相談に加え、各キャンパスにおいて特 色あるグループ活動を展開しており、「学生相談だより」(年4回)や「大学生のためのセルフケアプログラ ム」冊子等の啓発資料を作成し学生に配布している。

また、学生やその家族が24時間電話で相談できる外部専門機関のサービスを導入しており、2018年度の利用件数は1,247件に上っている。(「学生ほっとライン健康・メンタルサポート24」) 学生サポート室・ピアサポートルームには、総合案内窓口を設置し、3名のキャンパスソーシャルワーカーを配置している。修学上の困りごと等学生の支援ニーズを汲み取り、学内関係部署の支援につなぐ役割を担っているほか、学生同士の助け合い、育ち合いの場として、ピアサポート事業を展開している。

★正課外活動における学生支援★

現在本学には約300の課外活動団体(運動部51部、文科系サークル253部)があり、それぞれ積極的な活動をおこなっている。学生部学生支援課では、サークルガイダンスを実施し、活動の質の向上や援助金申請等運営事務の適正化などの運営指導に加え、学生の主体性・自主性を引き出す支援を実施している。また、東洋大学課外活動育成会は、本学の学生による自主的なスポーツ活動および学術文化活動の向上発展を図り、課外活動を通じて学生生活の充実を目的として組織された全学的委員会であるが、多様な課外活動支援策を創出している。

例として学生が発案し自主的に活動する「夢企画プロジェクト」の展開をあげる。申請は年間 5 件と決して多くはないが、本年度はウィンターイルミネーション企画や第九演奏会企画など大規模な学生企画を実現した。

2018 年度に実施した学生部主催の課外活動および 2019 年度の課外活動計画については、学生生活委員会で報告をされた。

また、本学では、文化活動及び体育活動等において顕著な業績を挙げた、本学の発展に貢献した学生に対し、 その功績を讃えるために学長賞を授与している。2019年度は、27名の学生が選考され卒業式で表彰する。 (2) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

★障がいのある学生の修学支援★

2019 年 10 月に「障がい学生の合理的配慮の手順」を改訂し、修学環境支援に関してモニタリングの機能を追加した。モニタリング導入により、より適切な支援を行い学生の成長支援の向上を目指していく。

★経済的修学支援★

新制度導入に伴い、学内の奨学金の大幅な見直しが必要となり、特に新制度と同じ目的の奨学金(東洋大学第2種奨学金)については、大幅な見直しが必要である。TGD 構想の推進に伴い留学生のための新規奨学金の設立や授業料減免制度を見直して来たように、今後も新制度の導入や自然災害の増加など、国や社会情勢に鑑みて経済的支援制度を改善していく。

★学生のメンタルサポート★

5キャンパス全体の学生相談員が参加する合同検討会の中で、各キャンパスの月次報告を行い課題や検討事項を洗い出し、学生相談支援の改善に生かしている。

★正課外活動における学生支援★

定期的に在校生アンケートを実施し、学生の意見に対してフィードバックを行うと共に、改善・向上に向けた 取り組みを行っているが、定期的な点検・評価に関しては今後より注力する必要がある。

点検・評価項目(1)(2)を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

★障がいのある学生の修学支援★

- ・修学支援のための合理的配慮の手順を見直した結果、新規にコーディネーターを配置し、当事者学生の自主性をより尊重する方法で、学部の担当教員・教務課の職員・学生相談員との連携を強化した仕組みとなっている。
- ・また、就職キャリア支援課と連携し、障がい学生や学部教員対象に、就職活動のハードルが身近になるよう工 夫したグループ活動やイベントを実施した。

★経済的修学支援★

- 新制度の導入に伴い、学内奨学金との併給を早急に見直し、学生の不利益にならずに、かつ複雑な併給制度にならないよう、学内の各奨学金の規程を見直し必要に応じて規程の一部改正を行った。
- ・留学生の急増に伴い授業料減免制度に関して在留資格の管理が、学内で一元管理できていなかったが、国際部・ 教務部・学生部でワーキングを立ち上げ、新たに在留資格の一元管理新システムを構築した。

★学生のメンタルサポート★

- ・ウェルネスセンターを中核とした学生支援体制が本格稼働し、支援専門職の配置により学生支援の質的向上が 図られると共に、学内研修会等を通じて教職員との連携強化も進んだ。
- ・留学生の増加に伴い、カウンセリングの外国語対応が課題となっていたが、この2年間で英語対応可能な学生 相談員2名を配置し、学生サポート室において留学生への相談支援を強化した。

★正課外活動における学生支援★

- ・学生発案のプロジェクトのひとつとして、創立者・井上円了の没後 100 周年を記念し、白山キャンパスのウィンターイルミネーションを 6 年ぶりに復活し、海外から日本に来ている学生・教職員を中心に多数の学生を巻き込み留学生と日本人学生の交流を深める貴重なイベントとなった。
- ・公認団体に所属していた卒業生から、後輩を支援したいという申し出があったことを契機とし、学内の募金課と連携し、2019年9月より公認団体指定のネット募金の仕組みを設立し、活動の経済支援が向上した。
 - ※東洋大学寄付の種類:用途指定型支援(公認団体支援)

https://kifu.toyo.ac.jp/contribution/specific/kounindantai/

【問題点・課題】

★障がいのある学生の修学支援★

- 白山キャンパス以外のキャンパスでも、障がい学生の対応は増加しているが、各キャンパス間の情報共有の仕組みが不十分であり白山キャンパスの経験が十分に生かされていない状況である。
- キャンパスソーシャルワーカーの配置が白山キャンパスのみのため、障がい学生支援の取り組みにおけるキャンパス間の格差が生じている。

★経済的修学支援★

- 国の新制度の早急な導入に伴い、大幅に複雑化し煩雑になる学納金の納入方法やスケジュールの学内調整などの対応が追いついていない。
- ・自然災害奨学金や家計急変者奨学金について、長期に渡って見直しが行われていないため、今後現状に即した 改善が必要である。

★学生のメンタルサポート★

- ・学生相談員(臨床心理士)、キャンパスソーシャルワーカー(精神保健福祉士・社会福祉士)等の支援専門職の身分は嘱託職員であり、非常勤職の比率が高い。このため、支援専門職間の情報共有や連携が課題となっている。
- ・学生相談の多言語対応の要望があり、在籍者が多い中国・韓国の留学生への対応についても検討が必要である。

★正課外活動における学生支援★

- ・学生のいわゆる「生徒化」が指摘される中、本学においても、主体的、積極的に自己を磨き、活動を通して自ら成長する「学生」へと導く学生支援の展開が大きな課題となっている。
- ・学生公認団体の入れ替わりが激しく、今年度廃部する公認団体が43件に上った。

【将来に向けた発展方策】

★障がいのある学生の修学支援★

- 白山以外のキャンパスにもキャンパスソーシャルワーカーを配置し、障がい学生の修学支援に関する専門性を 強化しキャンパス間の格差を是正していく。
- ウェルネスセンターの全学体制組織としての体制を整備する。
- ・障がい学生に関する紛争解決のための第三者組織の設置計画を検討する。

★経済的修学支援★

- ・中長期的な経済支援要請に対しては、新制度と日本学生支援機構の貸与型奨学金を根幹に据えた対応とするが、本学奨学金については、それらを補完する制度設計をする。具体的には、東洋大学第2種奨学金(経済的修学困難者奨学金)の募集・採用時期や要件、給付額等を見直し、新制度の不採用者の支援に適したものとする。 甫水会における奨学金制度との連携・調整も並行して行う。他方、東洋大学第3種奨学金(家計急変者奨学金)については、要件を緩和し短期的な経済支援要請に迅速に応えられる内容とする。
- 経済的修学支援体制の整備により、卒業率の上昇、退学率・原級率の低下等を図ることを目標とする。

★学生のメンタルサポート★

- ・学生相談の増加に伴い、現在設置している「学生ほっとライン健康・メンタルサポート 24」の電話相談に「こころのサポートシステム」を追加する準備をおこない、次年度より電話相談だけでなく、個別カウンセリングを年間 5 回まで受けられる仕組みを導入する予定である。
- ・ウェルネスセンターの支援専門職と学内関係部署の教職員の連携・協働を推進するため、支援アドバイザーを配置し、学生相談支援の更なる充実を目指す。

★正課外活動における学生支援★

・学生発案(提案)型プロジェクトの企画・立案から実現までを支援し、学内において学生主体の活動を育成、評価する仕組みを創る。「SDGsへの貢献」及び「TOYO SPORTS VISIONの実現」の2領域にしぼり、企画・実施計画策定にかかわる相談支援及び経費面の支援を行う。学生(団体)の自発的・積極的な発想を具現化する支援を行う活動支援アドバイザー(業務委託)を雇用し、活動の過程における粘り強い学生の取り組みや貢献・協働を促進するとともに、活動成果の評価を行う。

【根拠資料】

★障がいのある学生の修学支援★

- ① 東洋大学ウェルネスセンター規程
- ② 東洋大学障がい学生支援委員会規程
- ③ 障がい学生支援に関する取扱要領
- ④ 東洋大学における障がい学生支援の基本方針
- ⑤ 東洋大学における障がい学生支援のガイドライン
- ⑥ 障がい学生の合理的配慮の手順
- ⑦ イベントおよびグループ活動報告(障がい学生支援委員会資料)

★経済的修学支援★

- ① 東洋大学奨学規程
- ② 東洋大学独立自活支援奨学金規程
- ③ 東洋大学スポーツ奨励奨学金規程
- ④ 東洋大学塩川正十郎奨学金規程
- ⑤ 東洋トップグローバル奨学金 A 規程
- ⑥ 東洋大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程
- ⑦ 中期計画(高等教育の修学支援新制度を中心とした修学支援の充実)

★学生のメンタルサポート★

- ① 東洋大学ウェルネスセンター規程
- ② 東洋大学学生相談に関する取扱要領
- ③ 学生相談報告書(2018年度)
- ④ イベントおよびグループ活動報告

★正課外活動における学生支援★

- ① 東洋大学学生課外活動育成会会則
- ② 2019 年度学生課外活動育成会事業計画について(学生課外活動育成会運営委員会資料)
- ③ 2019 年度学生課外活動育成会予算執行計画(学生課外活動育成会運営委員会資料)
- ④ 中期計画(学生が「創る・つながる・挑戦する」課外活動の支援)

【基準8】教育研究等環境

点検 • 評価項目

- (1) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- (2) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・ 向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

◎施設、設備等の整備及び管理

- ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備
- 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- ◎教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み
- ◎適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上

【記載の際に考慮すべき点】

- ① 教育研究等環境は、方針に沿ってどのように整備されているか。
- ② 校地及び校舎の面積は、大学設置基準を上回っているか。
- ③ 施設・設備は、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮して、どのように整備されているか。
- ④ 施設、設備等の安全及び衛生は、どのように確保されているか。
- ⑤ ネットワーク環境やICT機器は、どのように整備され、また活用の促進が図られているか。
- ⑥ 学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、どのような取り組みを行っているか。
- ⑦ キャンパス環境の形成にあたって、学生生活の快適性は、どのように配慮されているか。
- ⑧ 教育研究等環境に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。
- ⑨ 自己点検・評価結果に基づき、教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定: A:目標が達成されている>

(1) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

本学では、教育研究環境等整備に関する方針に基づき、管財部など連携しながら、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

近年、キャンパスのバリアフリー化や快適化を推進するキャンパス環境整備を行った。例として、車椅子学生 に配慮した以下3件を上げる。

- ①6号館学生食堂スペースに車椅子対応の上下昇降テーブルを設置
- ②車椅子対応の冷水器を設置
- ③車椅子対応のコピー機を設置

さらに、2018 年 10 月のウェルネスセンター開設に伴い、障がいのある学生支援に留まらず、同じような立場の学生同士が交流を通して相互に助け合い、支え合うことを目的として、従来のバリアフリー推進室を、「ピアサポートルーム」に改修し、障がい学生のみならず本学学生の成長支援のスペースとした。

また、労働安全衛生規則等の改正に伴い、産業医・学校医による職場巡視を実施することが義務付けられた。職場巡視では学内環境の点検を実施し、産業医・学校医から必要とされた場合は、改善指導が行われた。学生食堂スペースに関しては、利用学生の快適性を高めるため、食堂業者に荷物の整理整頓などの改善を求めるとともに、6号館学生食堂スペースを整理し、学生による課外活動の呼びかけや発表等に活用できる場(ロクチカ★ステージ)を設置した。

(2) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学長室の実施している在校生アンケートの学生からの意見に対してフィードバックを実施している。また、前述の通り、産業医・学校医による学内巡視を行い、定期的な点検・改善指導を実施している。

点検・評価項目(1)(2)を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・健康増進法の一部を改正する法律が成立し、東京都で関連条例が施行されたことに伴い、受動喫煙を防止する ため白山キャンパスでは、これまでの屋外喫煙所は撤去され、1 カ所を除き指定喫煙場所を屋上に設置した。
- 在校生アンケートで学生からの要望が多かった自動販売機を6号館西門付近に設置した。

【問題点・課題】

- 昼食時等に、学生食堂の不適切な座席確保が混雑を助長しているため巡回や禁止指導を実施したが解決しない。
- ・学内の喫煙場所を整備し指定喫煙場所を設置したが、不適切な吸い殻のポイ捨てが目立つ。

【将来に向けた発展方策】

・学内の盗難やトイレの盗撮などの防犯強化のため、防犯カメラの増設や設置位置の見直し、トイレ内個室の仕切りの仕様変更(天井まで高くする)など、キャンパス内の安心安全を強化していく必要がある。

【根拠資料】

- 東洋大学ウェルネスセンター規程
- 労働安全衛生規則